

**令和6年度
草津市農業施策等に関する意見書**

**令和5年10月23日
草津市農業委員会**

令和6年度草津市農業施策等に関する意見書

近年、本市農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化・後継者不足、遊休農地の増加、また、頻度を増す線状降水帯の発生や、有害鳥獣による農業の被害、そして、輸入農産物との競争、また、ウクライナ情勢の解決も未だ見いだせない中、燃料代や肥料等の価格の高止まりなど、農業者にとって厳しい状況が続いています。

さて、国は、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立するという基本方針のもと、来年の通常国会に「食料・農業・農村基本法」の改正を目指すとされています。

本市農業委員会では、これらの動向を踏まえ、令和5年5月に「農地等の利用最適化の推進に関する指針」を改正し、「遊休農地の解消」「担い手への農地利用の集積」「新規参入の促進」にかかる具体的な活動目標を定めました。

つきましては、農地行政における次年度予算の編成にあたり、下記意見に対して、特段のご配慮を賜りますとともに、国、県に対しまして施策の展開を強く求めていただきたく、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき本意見書を提出いたします。

令和5年10月23日

草津市長 橋川 渉 様

草津市農業委員会

会長 中瀬 康夫

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

① 地域計画の策定にかかる方向性の整理と推進体制の強化

経営基盤強化促進法の改正により、令和7年3月までに「地域計画」を策定することが義務化され、現在、農地所有者等への意向確認を進めている。続いて、営農組織や担い手毎に農地の集積・集約を進めるエリアの設定を行う必要がある。

一旦、エリアを設定すれば、集落に近い狭小農地であっても農地以外への土地利用が制限を受けることとなるため、設定にあたっては、精通した職員を配置する等、職員体制の強化を図り、十分な集落との話し合いを行い進められたい。

② 耕作放棄地管理と優良農地保全のための研究

農業者の高齢化、土地持ち非農家の増加などによる耕作者不在の農地は、雑草の繁茂のほか、有害鳥獣等の棲み処となるなど、農業委員会による指導だけでは改善が困難な場合が増えていることから、引き続き農業委員会とともに農地パトロールを行うほか、その他有効な施策等を活用した中で、効果的な遊休農地対策を図られたい。

また、優良農地を次世代に託すためには、作業効率を高めるための人工衛星やドローンによる農作物の生育確認、自動運転の大型農業機械の導入など農業のスマート化だけでなく、データの利活用を行い、将来に通用する農業のあり方について研究・検討されたい。

③ 新規就農への支援システムの構築

個人・法人の別なく、新規就農の相談窓口の明確化、及びポータルまたはハブとなる総合サポート体制を早期に構築されたい。

特に、農地の斡旋については、経営主体の別、栽培作目や経営規模、地域計画との整合に配慮した形で進め、新規就農者が地域に馴染み、営農が継続できるよう、農業委員会が始める新規就農者後見活動に情報面で協力されたい。

加えて、新しい特産品づくりにチャレンジしようとする新規就農者に対しては、部局を超えて支援されたい。

2 草津市の農業の発展に関する要望

① 地元産農産物の販売先の整備と拡充

草津市産農産物の販売先として、学校給食はもとより、就学前児童保育・教育施設、社員食堂、大学のカフェテリア等での活用を促すほか、道の駅草津・草津あおばな館等には、普及・啓発の拠点機能を持たせ、利用拡大を図られたい。

また、市内スーパー・マーケット等、草津市産農産物の販路拡大を支援するとともに伝統農産物を活用した商品開発など、中・小規模農家を含め、必要な支援をされたい。

② 農福・農商工・農学連携の強化

(農福)

障害のある方をはじめ、高齢者や生活困窮者、引きこもりの状態にある若者等が農作業を通じて新たな活動の場や生き甲斐につながるように部局横断モデル事業について研究・検討されたい。

(農商工)

地域経済活性化のため、地域の基幹産業である農業と商工業との連携が生まれる交流の機会を創出し、併せて6次産業化により、新たな業態の探求・育成にかかる支援をされたい。

(農学)

次代を担う世代が農業に触れ、親しみ、農業を大切に思えるための学習・交流の場など、学校・地域における環境形成に努められたい。

3 国・県に関する要望

新規就農者の経営安定に資する要望

農業後継者の確保と円滑な経営継承は喫緊の課題となっている。

農家子弟による親元就農は、その後の定着性が高いとされることから、経営規模の大小、年齢を問わず、資金面での支援が受けられるよう、要件の緩和について要望されたい。

また、リタイヤする担い手等の設備等の継承が円滑に進むよう、ガイドラインの作成や、継承した設備等の補修・改良について資金面での支援が受けられるよう要望されたい。